

○国立大学法人埼玉大学教職員給与規則

〔平成16年4月1日
規則第113号〕

改正	平成17. 3. 28	16規則220	平成17.11. 1	17規則16
	平成17.12. 1	17規則22	平成18. 4. 1	18規則4
	平成19. 4. 1	19規則9	平成19. 5.17	19規則55
	平成19. 8. 1	19規則69	平成20. 1.24	19規則90
	平成20. 3. 1	19規則93	平成20. 4. 1	20規則4
	平成20. 6. 1	20規則48	平成21. 4. 1	21規則1
	平成21. 5.29	21規則14	平成21.11.30	21規則56
	平成22. 3.29	22規則3	平成22. 6.24	22規則39
	平成22.11.30	22規則57	平成22.12.16	22規則59
	平成23. 3.17	22規則79	平成23. 6.29	23規則4
	平成23. 9.30	23規則8	平成24. 3.30	23規則17
	平成24. 6.28	24規則6	平成25. 3.28	24規則67
	平成25. 6.27	25規則5	平成25. 7.18	25規則7
	平成25.11.28	25規則21	平成26. 3.11	25規則31
	平成26. 3.27	25規則54	平成26.12.18	26規則23
	平成27. 3.26	26規則132	平成27. 6.25	27規則12
	平成28. 3. 3	27規則60	平成29. 1.19	28規則22
	平成29. 3.30	28規則46	平成30. 1.18	29規則17
	平成30. 3.29	29規則48	平成31. 1.17	30規則14
	令和元. 9.26	元規則27		

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第1項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給とする。

(2) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(3) 前2号に定める本給及び諸手当のほか、学長が必要と認めるときは、給与として差額一時金又はその他の一時金を支給することができる。

(給与の支給日)

第4条 本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過

勤務手当、深夜勤務手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

- 2 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

（給与の支払）

第5条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

（日割計算）

第6条 新たに教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。
3 教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

- 5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第8条 この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数

を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本給の決定)

第10条 教職員の受ける本給は、所定の労働時間による労働に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件を考慮して、本給表に定める級及び号給により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表 (一) (別表第1)
- (2) 一般職本給表 (二) (別表第2)
- (3) 技術職本給表 (別表第3)
- (4) 教育職本給表 (一) (別表第4)
- (5) 教育職本給表 (二) (別表第5)
- (6) 教育職本給表 (三) (別表第6)
- (7) 医療職本給表 (一) (別表第7)
- (8) 医療職本給表 (二) (別表第8)
- (9) 指定職本給表 (別表第9)

(初任給)

第11条 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格及び降格)

第12条 勤務成績が良好な教職員については、その者の資格に応じて、上位の職務の級に昇格させることができる。

2 教職員の勤務成績が著しく不良な場合は、下位の職務の級に降格させることができる。

(昇給)

第13条 教職員(指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表(一)の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるもの

にあつては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表(一)の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 56歳(教育職本給表(一)の適用を受ける教員にあつては58歳)を超える教職員の昇給は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第14条 削除

(本給の調整額)

- 第15条 本給の調整を行う職は、本給月額が業務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間その他の労働環境が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認められるものとして、別表第10の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教員欄に掲げる教員の占める職とする。
- 2 本給の調整額は、当該教員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第11に掲げる調整基本額にその者に係る別表第10の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

- 第16条 管理又は監督の地位にある教職員のうち別に定める教職員に、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当の月額は、当該教職員の本給月額に別表第14に掲げる職務の級及び区分に応じた額とする。
- 3 第1項に規定する教職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 4 第1項に規定する教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の傷病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)(以下「労災法」という。))に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により勤務しないことについて特に承認のあつた場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 第27条の規定は、第1項に規定する教職員には適用しない。

(初任給調整手当)

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると学長が認める職（教育職本給表（一）適用者に限る。）に新たに採用された教員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別表第15に掲げる期間の区分に応じた額の初任給調整手当を支給する。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地研修を経た場合にあつては5年）を超えることとなる教員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した3年以内の教員を除く。）については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算出した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 前項により初任給調整手当を支給されている教員が、教育職本給表（一）以外を適用されることとなった場合は、当該異動の日から同手当は支給しない。

3 初任給調整手当を支給されている教員が、休職にされた場合の期間（給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、別表第15に掲げる期間には算入しない。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）9級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 満60歳以上の父母及び祖父母

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族た

る子」という。)については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円(一般職本給表(一)8級の適用を受ける者及び教育職本給表(一)5級の適用を受ける者にあつては3,500円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第19条 地域手当は、埼玉県さいたま市における民間の賃金水準を基礎とし、同市における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、本給、本給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の15を乗じて得た額とする。

- 2 国家公務員又は他の国立大学法人の職員その他これらに準ずるものと認められる者(以下「国家公務員等」という。)が、引き続き本学の教職員となった場合において、採用の事情、当該異動の日の前日における勤務地等を考慮して必要があると学長が認めるときは、当該教職員には、国家公務員の例に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎(以下「国家公務員宿舎」という。)を貸与され、使用料を支払っている教職員その他これに準ずる教職員を除く。)

- (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎その他これに準ずる住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(前項各号のいずれにも該当する教職員にあつては、次の各号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に

係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれに定める額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
ス	片道60キロメートル以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用

用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して算出する額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

(単身赴任手当)

第22条 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員及び当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める額を加算した額とする。

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 | 8,000円 |
| (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 | 16,000円 |
| (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 | 24,000円 |
| (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 | 32,000円 |
| (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| (10) 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

(特殊勤務手当)

第23条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤

務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲及び支給額は別表第16に定めるところによる。
- 3 前項の支給額に係る作業日数は、暦日によるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第24条 教育学部の附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、職務の級及び号給の別に応じて別表第17及び別表第18に掲げる額とする。ただし、附属幼稚園に勤務する教員については、別表第18に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

(教職調整額)

第25条 教育学部の附属学校に勤務する教員のうち、職務の級が1級又は2級である者には、その者の本給月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

- 2 前項の教職調整額の支給を受ける者については、第27条の規定は、適用しない。
- 3 第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第19条、第29条及び第30条の適用については教職調整額は本給とみなす。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 指定職本給表の適用を受ける教職員及び第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、当該勤務が6時間を超える場合には、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

- | | | |
|---|-----------|---------|
| ア | 指定職本給表適用者 | 18,000円 |
| イ | 1種適用教職員 | 12,000円 |
| ウ | 2種適用教職員 | 10,000円 |
| エ | 3種適用教職員 | 8,500円 |

オ 4種及び5種適用教職員 7,000円

カ 6種及び7種適用教職員 6,000円

(2) 前項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、第1項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

ア 指定職本給表適用者 9,000円

イ 1種適用教職員 6,000円

ウ 2種適用教職員 5,000円

エ 3種適用教職員 4,300円

オ 4種及び5種適用教職員 3,500円

カ 6種及び7種適用教職員 3,000円

(超過勤務手当)

第27条 労働時間等規則第7条の規定により所定の勤務日に所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 労働時間等規則第7条及び第9条の規定により同規則第10条に規定する休日(国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第5条の規定により代休となった日を含む。)において、勤務することを命ぜられた教職員には、その勤務した全時間(同細則第4条の規定により当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち所定労働時間以外の時間に勤務した時間)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を超過勤務手当として支給する。ただし、同細則第5条の規定により代休を与えられた教職員については、同規則第3条に規定する1日の労働時間分に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の35(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の60)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、所定労働時間を超える勤務及び休日における勤務(以下「時間外勤務」という。)の時間が、1箇月に45時間又は1年間に360時間を超えた場合には、その45時間又は360時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に定める区分に応じた支給割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 時間外勤務の時間が、1箇月に45時間を超えた場合の超過勤務手当の支給割合は次のとおりとする。なお、この場合の1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間を超え60時間以下の時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合）とする。

イ 60時間を超える時間外勤務に係る超過勤務手当の支給割合を、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合）とする。

(2) 1年間に360時間を超える時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合）とする。なお、この場合の1年間は毎年4月1日を起算日とする。

(深夜勤務手当)

第27条の2 所定労働時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第28条 労働時間等規則第12条の規定により宿日直勤務を命ぜられ、勤務した教職員には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、当該勤務を命ずる必要が生じた場合に、その都度定める。

3 第1項の勤務は第27条の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員（無給休職者、刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている者（以下「刑事休職者」という。）、停職を命ぜられている者（以下「停職者」という。）、育児休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者（以下「育児休業者」という。）、介護休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者（以下「介護休業者」という。）及び大学院修学休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条から第31条までにおいて同じ。）し、又は解雇された教職員（次に掲げる教職員

を除く。)についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) その退職又は解雇後、基準日までの間において国家公務員等となった者（非常勤の職である者を除き、本学の在職期間を当該機関等の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員に限る。）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 別表第19に掲げる教職員にあっては、前項の額に本給月額、本給の調整額の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の教職員の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。

6 別表第20に掲げる教職員にあっては、第4項の額に本給月額に同表の職務の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。

7 第2項の在職期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1) 停職者として在職した期間については、その全期間

- (2) 育児休業(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である教職員を除く。)又は介護休業をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (4) 休職にされていた期間(就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。)については、その2分の1の期間

8 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員(休職者(就業規則第14条第1項第3号に該当し休職となった者を除く。以下この条において同じ。)、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者を除く。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員(次に掲げる教職員を除く。)についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) 前条第1項第2号に掲げる教職員

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた別表第21(再雇用職員にあっては、別表第22)に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100

5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前項の額について前条第5項及び第6項の規定を準用する。
- 5 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の92.5（特定幹部教職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。
- 6 第2項の勤務期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が勤勉手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 停職者及び非常勤職員として在職した期間
 - (2) 育児休業又は介護休業をしている教職員として在職した期間
 - (3) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間
 - (4) 休職にされていた期間（就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。）
 - (5) 第35条の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病

を除く。)により勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児部分休業又は介護部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

7 前条第8項の規定は、勤勉手当に準用する。

(期末特別手当)

第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職本給表の適用を受ける教職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者及び介護休業者を除く。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員(第29条第1項各号に掲げる教職員を除く。)についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の勤務成績を評価し、その成績に応じて、あらかじめ定める基準に基づいて、減額することができる。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	100分の80
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	100分の60
3 箇 月 未 満	100分の30

3 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は解雇された教職員にあつては退職し、又は解雇された日現在)において教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(休職者(労災法適用者を除く。))以外の教職員にあつては、その額に本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

4 第2項に規定する在職期間については、第29条第7項の規定を準用する。

5 第29条第8項の規定は、期末特別手当に準用する。

(休職者の給与)

第32条 教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災法の定めるところにより、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる。

3 教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、地域手当、扶養手当及び住居手当の100分の70並びに期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の100分の100を支給することができる。

5 教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

第33条 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

(3) 教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

第34条 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

- (3) 教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第35条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

第36条 教職員が負傷若しくは疾病（業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のため又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときはその期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給（本給の調整額を含む。）の半額を減ずる。

(特定の教職員についての適用除外)

第37条 第16条から第18条まで、第20条、第23条（別表第16の(5)及び(6)を除く。）及び第27条から第30条までの規定は、指定職本給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第20条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(この規則により難しい場合の措置)

第38条 特別の事情によりこの規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給等の切替)

2 本給与規定の適用を受ける教職員のうち、施行日の前日において、一般職の職

員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表（以下「旧俸給表」という。）の適用を受けていた教職員（以下「承継教職員」という。）の施行日における第10条第2項に規定する本給表の適用については、別に発令される場合を除き、次表の旧俸給表欄に対応する本給表欄に定める本給表をそれぞれ適用する。

旧 俸 給 表	本 給 表
行政職俸給表（一）	一般職本給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職本給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職本給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職本給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職本給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職本給表（二）
指定職俸給表	指定職本給表

3 前項の適用を受ける教職員の施行日における本給月額、別に発令される場合を除き、当該教職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸の号数と同一の職務の級及び号給の本給月額とする。この場合において、職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていたものは、同額の本給月額とする。

4 前項の規定により決定された本給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額を受けるに至った日から受けていたものとみなす。

（昇給停止に関する経過措置）

5 承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けていた教職員の昇給については、第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も従前どおり昇給させることができる。

（調整手当）

6 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた教職員の施行日以後における調整手当の支給については、引き続き同条の適用を受けるものとした場合に受けることとなる額を支給する。

（諸手当）

7 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた教職員の施行日における第18条に規定する扶養手当、第20条に規定する住居手当、第21条に規定する通勤手当

及び第22条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に変更がある場合を除き、従前のおりとする。

(休職者等の給与)

- 8 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしていた教職員及び給与法附則第7項の規定により俸給の半額を減ぜられていた教職員の施行日における給与の支給については、別に発令される場合を除き、従前のおりとする。

附 則（平成17. 3. 28 16規則220）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

- 2 施行日において、改正前の給与規程第21条の規定により、施行日以後の期間を含む支給単位期間にかかる通勤手当を支給されていた教職員の通勤手当は、当該支給単位期間の終了する月までの間、なお、従前の例による。

附 則（平成17. 11. 1 17規則16）

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則（平成17. 12. 1 17規則22）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において本給与規程別表第1から別表第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の施行日における本給月額（以下「新本給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における本給月額 _ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に
(以下「旧本給月額」という。) における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の本給与規程第13条第2項ただし書の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当の特例措置)

4 平成17年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の72.5」とあるのは「100分の71.7」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の91.7」とする。

5 平成17年12月に支給する期末特別手当の額の算定においては、第31条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の171.7」とする。

附則別表第1

区	分	割合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	121.7/100
	上記以外	96.7/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	106.7/100
	上記以外	81.7/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	91.7/100
	上記以外	71.7/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.7/100
	上記以外	61.7/100
(5) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.7/100
	上記以外	36.7/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((5) に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	51.7/100
	上記以外	46.7/100
(7) 戒告の処分を受けた者 ((5) 及び (6) に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	71.7/100
	上記以外	56.7/100

附則別表第2

区	分	割合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	56.7/100
	上記以外	46.7/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	46.7/100
	上記以外	36.7/100
(3) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	41.7/100
	上記以外	33.7/100
(4) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.7/100
	上記以外	21.7/100
(5) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	26.7/100

((4)に該当する者を除く。)	上記以外	26.7/100
(6) 戒告の処分を受けた者 ((4)及び(5)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	36.7/100
	上記以外	31.7/100

附 則 (平成18. 4. 1 18規則4)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する教職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表の適用を受けていた教職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第6項に規定する教職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 第2項後段の規定により新旧を決定される教職員(第6項に規定する教職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

5 施行日の前日において指定職本給表の適用を受けていた教職員で、施行日以後も引き続き指定職本給表の適用を受ける教職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額切替え)

6 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の新号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた本給月額(以下「旧本給月額」という。)がその者が属していた旧級に応じた附則別表第5の旧本給月額欄に掲げられている教職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第5に定める号給

(2) 旧本給月額が附則別表第6に掲げられている教職員 その者の新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第6に定める号給

(3) 新級が一般職本給表（一）の10級又は教育職本給表（一）の6級となる教職員のうち旧本給月額が附則別表第6に掲げられていないもの 新級の15号給

(4) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 新級における最高の号給
(施行日前の異動者の号給の調整)

7 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

8 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員（指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行の日において、適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである教職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、本給月額のほか、その差額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に相当する額を本給として支給する。

本 給 表	級	号 給
一般職（一）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職（二）	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
技術職	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職（一）	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職（二）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
教育職（三）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 4 4 号給まで

医療職（一）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職（二）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

9 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

10 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（昇給に関する経過措置）

11 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第13条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

（本給の調整額に関する経過措置）

12 本給の調整を行う職を占める教員（次項において「本給の調整額適用教員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教員には、第15条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

13 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き本給の調整額適用教員（第3号に該当する教職員を除く。）である教員 同日にその者に適用されていた調整基本額（国立大学法

人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

- (2) 施行日以後に新たに本給の調整額適用教員となった教員（次号に該当する教員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。）施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員になったとした場合に改正前の給与規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））
- (3) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をすることとなった教員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。）施行日の前日に当該異動に該当することとなったとした場合（本給表の適用を異にする異動をすることとなった日以後に新たに本給の調整額適用教員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員となり、同日に本給表の適用を異にする異動をすることとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））
- (4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の教職員その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに本給表の適用を受けることとなった教員 当該教員が施行日の前日に本給表の適用を受ける教員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合にその者に適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

（地域手当に関する経過措置）

- 1 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。
- 1 5 施行日の前日において、改正前の給与規程第19条第3項の規定の適用を受けていた教職員のうち、異動の日から2年を経過する日が施行日以後となる教職員の地域手当は、当該規定の適用を引き続き受けるものとした場合の調整手当の額

を当該2年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則9）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

附 則（平成19. 5. 17 19規則55）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年5月17日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

2 適用日の前日から引き続き管理職手当の支給を受ける者のうち、適用日における管理職手当額が、適用日の前日に受けていた管理職手当額（1箇月を超えて受けていた額に限るものとし、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年5月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

（地域手当に関する経過措置）

3 平成19年5月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の8」とする。

附 則（平成19. 8. 1 19規則69）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則90）

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則93）

（施行期日等）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行し、改正後の第18条第3項、第30条第5項、別表第1から別表第8まで、別表第11及び別表第21の規定は、平成19年12

月 1 日から適用する。

(施行日から平成20年 3 月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 2 施行日から平成20年 3 月31日までの間において、改正後の給与規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則4)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

- 2 平成20年 4 月 1 日から平成20年 5 月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第 1 項中「100分の12」とあるのは、「100分の 8」とする。

附 則 (平成20. 6. 1 20規則48)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

(地域手当に関する経過措置の改正)

- 2 国立大学法人埼玉大学教職員給与規則(20規則4)附則第 2 項中「100分の 8」とあるのは、「100分の8.5」とし、平成20年 4 月 1 日から適用する。

(地域手当に関する経過措置)

- 3 平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第 1 項中「100分の12」とあるのは、「100分の8.5」とする。

附 則 (平成21. 4. 1 21規則1)

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21. 5.29 21規則14)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

- 2 平成21年 4 月 1 日から平成22年 6 月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第 1 項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.5」とする。

(平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置)

- 3 平成21年 6 月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては100分

の125（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

(2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 平成21年6月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則14 附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則14 附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5

零

零

- (2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成21. 11. 30 21規則56）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、12月に支給する場合には100分の150（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の125）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- (2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則56附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則56附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100

5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成22. 3. 29 22規則3）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 6. 24 22規則39）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成22年4月1日から平成23年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の9.7」とし、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22. 11. 30 22規則57）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22. 12. 16 22規則59）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）

に対する次の各号に定める給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、平成22年4月1日前に55歳に達した特定教職員にあっては、平成23年1月1日（平成22年4月1日前に55歳に達した特定教職員以外の者が、平成23年1月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定教職員の本給月額（当該特定教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定教職員が同条の規定の適用を受けた者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の本給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び第4項において「本給月額減額基礎額」という。））
- (2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当にあっては、当該額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定教職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同

項の表に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第32条第1項 前各号に定める額
- イ 第32条第2項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ウ 第32条第3項 第1号及び第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第32条第4項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
技術職本給表	5級
教育職本給表(一)	5級
教育職本給表(二)	4級
教育職本給表(三)	4級

3 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、第6条第4項を準用する。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並び

にこれに対する地域手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 5 附則第2項の規定が適用される間、第30条第5項に定める額は、同条第5項の規定にかかわらず、同条5項の規定により算出した額から、同条5項に掲げる教職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される者の勤勉手当減額対象額に100分の1.23(特定幹部教職員にあつては、100分の1.53)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82(特定幹部教職員にあつては、100分の102)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成23. 3.17 22規則79)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則 (平成23. 6.29 23規則4)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
(地域手当に関する経過措置)
- 2 平成22年4月1日から平成23年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.7」とする。

附 則 (平成23. 9.30 23規則8)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
(地域手当に関する経過措置)
- 2 平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の10.2」とし、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24. 3.30 23規則17)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。ただし、同日において30歳に満たない教職員にあって、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）でいずれかの期日に二以上該当する教職員は、2号給上位の号給とする。

附 則（平成24. 6.28 24規則6）

1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

（地域手当に関する経過措置の改正）

2 平成23年10月1日施行附則（23規則8）第2項中「から平成24年6月30日」とあるのは「から平成24年3月31日」とする。

附 則（平成24. 6.28 24規則6）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第10条第2項各号（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。）に掲げる本給表の適用を受ける教職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行附則第8項の規定による本給を含み、当該教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

教育職本給表(一)	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
医療職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。
- (1) 管理職手当 当該教職員の本給の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当基礎額から本給の調整額及び扶養手当の月額を除いて得た期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当基礎額から本給の調整額の月額を除いて得た勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第32条第1項 前項及び前各号に定める額
 - イ 第32条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第32条第3項 前項及び第2号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - エ 第32条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第27条及び第35条の規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から5号及び第4項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23

年1月1日施行附則(22規則59)第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは、「期末手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは、「勤勉手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第5号イ中及びエ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号及び第3号」と、同項5号ウ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成25. 3. 28 24規則67)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号給の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上37歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(以下「昇給抑制教職員」という。)でいずれかの期日に二以上、昇給抑制教職員となった教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において37歳以上39歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日に該当する教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成25. 6.27 25規則5）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

（特例期間に関する適用範囲の改正）

2 平成24年7月1日施行附則（24規則6）第2項中「第10条第2項各号（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。）に」とあるのは「第10条第2項各号に」と、同項の表については次表のとおりと、第3項中「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。」とあるのは、「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。」と、同項第1号及び第2号中「100分の10」とあるのは、「100分の10（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける教員にあっては、100分の4.45）」と、同項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の9.77（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける教員で、その職務の級が3級以下の教員にあっては100分の1、4級の教員にあっては100分の4.34）」とする。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
教育職本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
医療職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77

医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

附 則（平成25. 7.18 25規則7）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。
（平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の特例措置）
- 2 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に関する平成24年7月1日施行附則（24規則6）の規定の適用については、同附則第3項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の4.77」とし、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成25.11.28 25規則21）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。
（平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）
- 2 平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、平成24年7月1日施行附則（24規則6）の規定にかかわらず、同附則第3項第3号及び第4号の額を減じないものとする。

附 則（平成26. 3.11 25規則31）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年3月11日から施行する。
（特例期間の改正）
- 2 平成24年7月1日施行附則（24規則6）第2項中「平成26年3月31日」とあるのは、「平成26年2月28日」とし、平成26年3月1日から適用する。

附 則（平成26. 3.27 25規則54）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（平成26年4月1日における号給の調整）
- 2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において38歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下「昇給抑制教職員」という。）でいずれにも該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 調整日において38歳以上40歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日の二以上に該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

4 調整日において40歳以上45歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかに該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成26.12.18 26規則23）

（施行期日等）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（平成26年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附則別表第1

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	128.5/100
	上記以外	103.0/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	115.0/100
	上記以外	89.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	99.5/100
	上記以外	79.5/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	86.0/100
	上記以外	66.5/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	81.5/100
	上記以外	66.5/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	76.5/100

	上記以外	61.5 / 100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	55.0 / 100
	上記以外	51.0 / 100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	33.5 / 100
	上記以外	40.0 / 100

附則別表第2

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	57.0 / 100
	上記以外	47.0 / 100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	47.5 / 100
	上記以外	37.5 / 100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	42.0 / 100
	上記以外	34.0 / 100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	39.5 / 100
	上記以外	34.0 / 100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0 / 100
	上記以外	32.5 / 100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	26.5 / 100
	上記以外	26.5 / 100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	15.5 / 100
	上記以外	21.5 / 100

附 則（平成27. 3. 26 26規則132）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額

(附則第2項(平成22.12.16規則59)の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

6 平成30年4月1日において、引き続き附則第8項(平成18.4.1規則4)に規定する本給の切替えに伴う経過措置を受ける教職員の本給月額、前3項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(地域手当に関する経過措置)

7 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の13」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

8 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の第22条の規定の適用については、同条第2項中「単身赴任手当の月額、30,000円とする。」とあるのは、「単身赴任手当の月額、26,000円とする。」とする。

附 則(平成27.6.25 27規則12)

この規則は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28.3.3 27規則60)

(施行期日等)

1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第22条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から適用する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

3 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職

員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

（地域手当に関する経過措置）

4 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の14」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置の改正）

5 平成27年4月1日施行附則（26規則132）第8項中「から平成30年3月31日」とあるのは「から平成28年3月31日」とする。

附 則（平成29.1.19 28規則22）

（施行期日等）

1 この規則は、平成29年1月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

附 則（平成29.3.30 28規則46）

（施行期日等）

1 この規則は、平成29年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第18条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人に

つき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）とする。」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円（一般職本給表（一）8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級以上の適用を受ける者にあっては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一）8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級以上の適用を受ける者にあっては3,500円）とする。」とする。

（地域手当に関する経過措置）

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.2」とする。

附 則（平成30. 1.18 29規則17）

（施行期日等）

1 この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

附 則（平成30. 3.29 29規則48）

（施行期日等）

1 この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

(地域手当に関する経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.5」とする。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(以下この項において「昇給抑制教職員」という。)その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則 (平成31. 1.17 30規則14)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成31年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。
- 2 改正後の第29条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元. 9.26 元規則27)

この規則は、令和元年9月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表

本 給 表	旧 級	新 級
一般職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
一般職本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
技術職本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(二) 教育職本給表(三)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
医療職本給表(一) 医療職本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級										
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
12	3月未満		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満		34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満		35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満		36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満		36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満		37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満		37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満		38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満		38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上		39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満		39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満		39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満		39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満		39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上		40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満			85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満			86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満			87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満			88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上			89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満			89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満			90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満			91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満			92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上			93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満			93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満			93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満			93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満			93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上			93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満				77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満				78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満				79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満				80	63	84	72	68	64		
	12月以上				81	63	85	73	69	65		
21	3月未満				81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満				82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満				83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満				84	64	88	76	72	68		
	12月以上				85	65	89	77	73	69		
22	3月未満				85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満				86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満				87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満				88	66	92	80	76			
	12月以上				89	67	93	81	77			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
23	3月未満				89	67	93	81				
	3月以上6月未満				90	67	94	82				
	6月以上9月未満				91	68	95	83				
	9月以上12月未満				92	68	96	84				
	12月以上				93	69	97	85				
24	3月未満				93	69	97	85				
	3月以上6月未満				94	70	98	86				
	6月以上9月未満				95	71	99	87				
	9月以上12月未満				96	72	100	88				
	12月以上				97	73	101	89				
25	3月未満				97	73	101					
	3月以上6月未満				98	73	102					
	6月以上9月未満				99	74	103					
	9月以上12月未満				100	74	104					
	12月以上				101	75	105					
26	3月未満				101	75	105					
	3月以上6月未満				102	75	106					
	6月以上9月未満				103	76	107					
	9月以上12月未満				104	76	108					
	12月以上				105	77	109					
27	3月未満				105	77						
	3月以上6月未満				106	78						
	6月以上9月未満				107	79						
	9月以上12月未満				108	80						
	12月以上				109	81						
28	3月未満				109	81						
	3月以上6月未満				110	82						
	6月以上9月未満				111	83						
	9月以上12月未満				112	84						
	12月以上				113	85						
29	3月未満				113							
	3月以上6月未満				114							
	6月以上9月未満				115							
	9月以上12月未満				116							
	12月以上				117							
30	3月未満				117							
	3月以上6月未満				118							
	6月以上9月未満				119							
	9月以上12月未満				120							
	12月以上				121							
31	3月未満				121							
	3月以上6月未満				122							
	6月以上9月未満				123							
	9月以上12月未満				124							
	12月以上				125							
32	3月未満				125							
	3月以上6月未満				125							
	6月以上9月未満				125							
	9月以上12月未満				125							
	12月以上				125							

イ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	5	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1
	12月以上			1	1	9	1
2	3月未満		1	1	1	9	1
	3月以上6月未満		2	2	1	10	1
	6月以上9月未満		3	3	1	11	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1
	12月以上		5	5	1	13	1
3	3月未満		5	5	1	13	1
	3月以上6月未満		6	6	2	14	1
	6月以上9月未満		7	7	3	15	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1
	12月以上		9	9	5	17	1
4	3月未満		9	9	5	17	1
	3月以上6月未満		10	10	6	18	1
	6月以上9月未満		11	11	7	19	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1
	12月以上		13	13	9	21	1
5	3月未満		13	13	9	21	1
	3月以上6月未満		14	14	10	22	2
	6月以上9月未満		15	15	11	23	3
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4
	12月以上		17	17	13	25	5
6	3月未満		17	17	13	25	5
	3月以上6月未満		18	18	14	26	6
	6月以上9月未満		19	19	15	27	7
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8
	12月以上		21	21	17	29	9
7	3月未満		21	21	17	29	9
	3月以上6月未満		22	22	18	30	10
	6月以上9月未満		23	23	19	31	11
	9月以上12月未満		24	24	20	32	12
	12月以上		25	25	21	33	13
8	3月未満		25	25	21	33	13
	3月以上6月未満		26	26	22	34	14
	6月以上9月未満		27	27	23	35	15
	9月以上12月未満		28	28	24	36	16
	12月以上		29	29	25	37	17
9	3月未満		29	29	25	37	17
	3月以上6月未満		30	30	26	38	18
	6月以上9月未満		31	31	27	39	19
	9月以上12月未満		32	32	28	40	20
	12月以上		33	33	29	41	21
10	3月未満		33	33	29	41	21
	3月以上6月未満		34	34	30	42	22
	6月以上9月未満		35	35	31	43	23
	9月以上12月未満		36	36	32	44	24
	12月以上		37	37	33	45	25
11	3月未満		37	37	33	45	25
	3月以上6月未満		38	38	34	46	26
	6月以上9月未満		39	39	35	47	27
	9月以上12月未満		40	40	36	48	28
	12月以上		41	41	37	49	29

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	37	49	29
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32
	12月以上	45	45	41	53	33
13	3月未満	45	45	41	53	33
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36
	12月以上	49	49	45	57	37
14	3月未満	49	49	45	57	37
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40
	12月以上	53	53	49	61	41
15	3月未満	53	53	49	61	41
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44
	12月以上	57	57	53	65	45
16	3月未満	57	57	53	65	45
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48
	12月以上	61	61	57	69	49
17	3月未満	61	61	57	69	49
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52
	12月以上	65	65	61	73	53
18	3月未満	65	65	61	73	53
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56
	12月以上	69	69	65	77	57
19	3月未満	69	69	65	77	57
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60
	12月以上	73	73	67	81	61
20	3月未満	73	73	67	81	61
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64
	12月以上	77	77	69	85	65
21	3月未満	77	77	69	85	65
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68
	12月以上	81	81	73	89	69
22	3月未満	81	81	73	89	69
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72
	12月以上	85	85	75	93	73

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	75	93	73
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76
	12月以上	89	89	77	97	77
24	3月未満	89	89	77	97	77
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80
	12月以上	93	93	79	101	81
25	3月未満	93	93	79	101	81
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84
	12月以上	97	97	81	105	85
26	3月未満	97	97	81	105	85
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88
	12月以上	101	101	85	109	89
27	3月未満	101	101	85	109	89
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92
	12月以上	105	105	87	113	93
28	3月未満	105	105	87	113	
	3月以上6月未満	106	106	87	114	
	6月以上9月未満	107	107	88	115	
	9月以上12月未満	108	108	88	116	
	12月以上	109	109	89	117	
29	3月未満	109	109	89	117	
	3月以上6月未満	110	110	90	118	
	6月以上9月未満	111	111	91	119	
	9月以上12月未満	112	112	92	120	
	12月以上	113	113	93	121	
30	3月未満	113	113	93	121	
	3月以上6月未満	114	114	93	122	
	6月以上9月未満	115	115	94	123	
	9月以上12月未満	116	116	94	124	
	12月以上	117	117	95	125	
31	3月未満	117	117	95	125	
	3月以上6月未満	118	118	95	126	
	6月以上9月未満	119	119	96	127	
	9月以上12月未満	120	120	96	128	
	12月以上	121	121	97	129	
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	121	122			
	6月以上9月未満	121	123			
	9月以上12月未満	121	124			
	12月以上	121	125			
33	3月未満		125			
	3月以上6月未満		126			
	6月以上9月未満		127			
	9月以上12月未満		128			
	12月以上		129			

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133				
	3月以上6月未満		134				
	6月以上9月未満		135				
	9月以上12月未満		136				
	12月以上		137				
36	3月未満		137				
	3月以上6月未満		138				
	6月以上9月未満		139				
	9月以上12月未満		140				
	12月以上		141				
37	3月未満		141				
	3月以上6月未満		142				
	6月以上9月未満		143				
	9月以上12月未満		144				
	12月以上		145				
38	3月未満		145				
	3月以上6月未満		146				
	6月以上9月未満		147				
	9月以上12月未満		148				
	12月以上		149				

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未満	45	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未満	49	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未満	53	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未満	57	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未満	61	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未満	65	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未満	89	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未満	93	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未満	97	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未満	101	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
34	3月未満		129			
	3月以上6月未満		130			
	6月以上9月未満		131			
	9月以上12月未満		132			
	12月以上		133			
35	3月未満		133			
	3月以上6月未満		134			
	6月以上9月未満		135			
	9月以上12月未満		136			
	12月以上		137			
36	3月未満		137			
	3月以上6月未満		138			
	6月以上9月未満		139			
	9月以上12月未満		140			
	12月以上		141			
37	3月未満		141			
	3月以上6月未満		142			
	6月以上9月未満		143			
	9月以上12月未満		144			
	12月以上		145			
38	3月未満		145			
	3月以上6月未満		146			
	6月以上9月未満		147			
	9月以上12月未満		148			
	12月以上		149			
39	3月未満		149			
	3月以上6月未満		150			
	6月以上9月未満		151			
	9月以上12月未満		152			
	12月以上		153			
40	3月未満		153			
	3月以上6月未満		153			
	6月以上9月未満		153			
	9月以上12月未満		153			
	12月以上		153			

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
34	3月未満			129		
	3月以上6月未満			130		
	6月以上9月未満			131		
	9月以上12月未満			132		
	12月以上			133		
35	3月未満			133		
	3月以上6月未満			134		
	6月以上9月未満			135		
	9月以上12月未満			136		
	12月以上			137		
36	3月未満			137		
	3月以上6月未満			138		
	6月以上9月未満			139		
	9月以上12月未満			140		
	12月以上			141		

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80
	12月以上	85	89	89	85	81
24	3月未満		89	89	85	
	3月以上6月未満		90	90	86	
	6月以上9月未満		91	91	87	
	9月以上12月未満		92	92	88	
	12月以上		93	93	89	
25	3月未満		93	93	89	
	3月以上6月未満		94	94	90	
	6月以上9月未満		95	95	91	
	9月以上12月未満		96	96	92	
	12月以上		97	97	93	
26	3月未満		97	97	93	
	3月以上6月未満		98	98	94	
	6月以上9月未満		99	99	95	
	9月以上12月未満		100	100	96	
	12月以上		101	101	97	
27	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
28	3月未満		105	105		
	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		
29	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
30	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		
	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80
	12月以上	89	89	89	85	81
24	3月未満	89	89	89	85	81
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84
	12月以上	93	93	93	89	85
25	3月未満	93	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	
	12月以上	97	97	97	93	
26	3月未満	97	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	
	12月以上	101	101	101	97	
27	3月未満	101	101	101	97	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	
	12月以上	105	105	105	101	
28	3月未満	105	105	105	101	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	
	12月以上	109	109	109	105	
29	3月未満	109	109	109		
	3月以上6月未満	110	110	110		
	6月以上9月未満	111	111	111		
	9月以上12月未満	112	112	112		
	12月以上	113	113	113		
30	3月未満	113	113	113		
	3月以上6月未満	114	114	114		
	6月以上9月未満	115	115	115		
	9月以上12月未満	116	116	116		
	12月以上	117	117	117		
31	3月未満	117	117	117		
	3月以上6月未満	118	118	118		
	6月以上9月未満	119	119	119		
	9月以上12月未満	120	120	120		
	12月以上	121	121	121		
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133	133			
	3月以上6月未満		134	134			
	6月以上9月未満		135	135			
	9月以上12月未満		136	136			
	12月以上		137	137			
36	3月未満		137	137			
	3月以上6月未満		138	138			
	6月以上9月未満		139	139			
	9月以上12月未満		140	140			
	12月以上		141	141			
37	3月未満		141	141			
	3月以上6月未満		142	142			
	6月以上9月未満		143	143			
	9月以上12月未満		144	144			
	12月以上		145	145			
38	3月未満		145	145			
	3月以上6月未満		146	146			
	6月以上9月未満		147	147			
	9月以上12月未満		148	148			
	12月以上		149	149			
39	3月未満		149				
	3月以上6月未満		150				
	6月以上9月未満		151				
	9月以上12月未満		152				
	12月以上		153				
40	3月未満		153				
	3月以上6月未満		154				
	6月以上9月未満		155				
	9月以上12月未満		156				
	12月以上		157				
41	3月未満		157				
	3月以上6月未満		158				
	6月以上9月未満		159				
	9月以上12月未満		160				
	12月以上		161				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号給の切替表

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である教職員の新号給

旧号給	新級	9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

旧号給	新 級	9 級	10級
	経過期間		
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が教育職本給表（一）の5級である教職員の新号給

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5

旧号給	新 級		5 級	6 級
	経過期間			
21	3 月未満		61	5
	3 月以上 6 月未満		62	6
	6 月以上 9 月未満		63	7
	9 月以上12月未満		64	8
	12月以上		65	9
22	3 月未満		65	9
	3 月以上 6 月未満		66	9
	6 月以上 9 月未満		67	10
	9 月以上12月未満		68	10
	12月以上		69	11
23	3 月未満		69	11
	3 月以上 6 月未満		70	11
	6 月以上 9 月未満		71	12
	9 月以上12月未満		72	12
	12月以上		73	13

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける教職員の号給
の切替表

旧 号 給	新 号 給
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4

附則別表第5 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である
教職員以外の教職員の新号給

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

イ 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4級	326,100	129	130	131	132	133
5級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	386,900	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

附則別表第6 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である
教職員の新号給

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15

イ 旧級が教育職本給表(一)の5級である教員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
592,800	5級	73	74	75	76	77
	6級	13	13	14	14	15
597,400	5級	77	78	79	80	81

附則別表第1(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	110.0/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	96.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	82.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	72.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	67.5/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	63.5/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	45.5/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
		6月期
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	49.0/100
	上記以外	38.5/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	30.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	35.5/100
	上記以外	27.5/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	27.5/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.0/100
	上記以外	25.5/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	22.0/100
	上記以外	21.5/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	13.5/100
	上記以外	17.0/100

附則別表第1(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	123.5/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	108.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	92.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	76.0/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	71.0/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	51.0/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	60.0/100
	上記以外	50.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	50.0/100
	上記以外	40.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	45.0/100
	上記以外	37.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	42.5/100
	上記以外	37.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	35.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	30.0/100
	上記以外	30.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	20.0/100
	上記以外	25.0/100

別表第1

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額									
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額						
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額									
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再雇用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	130,400	181,900	203,600	250,100
2	131,300	183,400	204,800	251,300
3	132,300	184,900	206,200	252,400
4	133,200	186,300	207,500	253,600
5	134,200	187,600	208,800	254,500
6	135,200	189,100	210,200	255,800
7	136,200	190,500	211,600	256,900
8	137,200	191,800	213,000	258,100
9	138,000	193,200	214,300	259,200
10	139,000	194,200	215,900	260,100
11	140,000	195,500	217,500	261,300
12	141,100	196,600	218,900	262,500
13	141,900	197,800	220,100	263,500
14	142,900	198,900	221,600	264,600
15	143,900	200,000	223,100	265,600
16	144,900	201,100	224,400	266,600
17	146,000	202,100	225,300	267,600
18	147,200	203,200	226,000	268,800
19	148,400	204,200	226,900	269,900
20	149,600	205,200	227,900	270,800
21	150,700	206,100	228,800	271,800
22	151,900	207,200	230,300	272,900
23	153,100	208,300	231,600	274,000
24	154,300	209,300	232,700	275,000
25	155,500	210,200	234,100	275,800
26	157,000	211,100	235,400	276,900
27	158,500	211,800	236,700	278,000
28	160,000	212,700	238,000	279,100
29	161,400	213,600	238,900	280,000
30	162,900	214,800	240,100	281,100
31	164,400	215,800	241,400	282,100
32	165,900	216,700	242,600	283,100
33	167,400	217,300	243,700	283,800
34	169,200	218,500	245,000	284,700
35	171,000	219,600	246,100	285,600
36	172,800	220,800	247,300	286,700
37	174,600	221,400	248,600	287,300
38	176,300	222,600	249,700	288,200
39	178,000	223,800	251,000	289,100
40	179,700	224,900	252,300	290,000
41	181,300	225,800	253,300	290,600
42	182,700	227,000	254,600	291,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500
45	186,900	230,200	257,800	294,200

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	188,200	231,200	258,900	295,100
47	189,600	232,300	260,100	296,000
48	191,000	233,300	261,100	296,900
49	192,300	234,300	262,300	297,600
50	193,400	235,400	263,500	298,200
51	194,500	236,500	264,700	298,900
52	195,700	237,600	265,600	299,700
53	196,800	238,700	266,500	300,300
54	197,900	239,700	267,600	301,100
55	198,800	240,600	268,800	301,800
56	199,900	241,400	270,000	302,500
57	201,000	242,300	270,800	303,200
58	202,000	243,300	271,800	303,900
59	203,000	244,300	272,900	304,700
60	204,000	245,200	273,900	305,400
61	205,100	246,000	274,900	306,000
62	206,000	246,900	276,000	306,700
63	206,900	247,800	276,800	307,400
64	207,800	248,700	277,900	308,100
65	208,500	249,500	278,700	308,600
66	209,300	250,300	279,500	309,100
67	210,000	251,100	280,300	309,700
68	210,800	251,800	281,100	310,300
69	211,200	252,500	281,700	310,900
70	211,800	253,100	282,500	311,300
71	212,100	253,500	283,300	311,800
72	212,600	253,900	284,000	312,300
73	212,800	254,100	284,800	312,600
74	213,400	254,500	285,500	313,100
75	213,900	255,000	286,300	313,600
76	214,600	255,500	287,100	314,000
77	214,800	255,800	287,700	314,200
78	215,500	256,200	288,200	314,500
79	216,000	256,700	288,700	314,800
80	216,600	257,200	289,100	315,100
81	217,300	257,500	289,500	315,400
82	217,700	257,800	289,900	315,700
83	218,300	258,100	290,400	316,000
84	219,000	258,400	290,900	316,300
85	219,600	258,600	291,300	316,500
86	220,100	258,800	291,900	316,900
87	220,600	259,100	292,500	317,200
88	221,300	259,400	293,100	317,400
89	221,800	259,600	293,400	317,600
90	222,400	259,800	293,900	317,900

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	223,000	260,200	294,400	318,200
92	223,500	260,400	294,800	318,500
93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,900	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		271,900		
137		272,100		
再雇用 職員	193,600	204,700	223,200	244,000

備考 この表は、調理師に適用する。

別表第3

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	171,600	214,600	275,300	322,500	406,000
2	173,700	216,900	278,300	325,400	408,300
3	175,700	219,100	281,100	328,500	410,700
4	177,700	221,300	283,900	331,500	413,200
5	179,700	223,400	286,700	334,700	415,300
6	182,200	225,500	289,200	337,500	417,800
7	184,700	227,700	291,400	340,100	420,000
8	187,200	229,800	293,800	342,800	422,500
9	189,700	232,100	296,400	345,800	424,200
10	192,500	234,500	298,900	348,800	426,700
11	195,200	236,900	301,300	351,900	429,000
12	197,900	239,300	303,900	355,200	431,300
13	200,600	241,400	306,200	358,000	432,700
14	202,500	243,800	308,200	360,100	434,900
15	204,300	246,200	310,300	362,400	437,100
16	206,300	248,600	312,200	365,000	439,400
17	208,300	250,600	314,400	367,300	441,500
18	210,000	253,700	316,600	369,500	443,900
19	211,800	256,800	318,600	371,800	446,200
20	213,500	259,900	320,600	373,900	448,600
21	215,300	262,800	322,600	375,900	450,700
22	217,200	265,800	325,100	378,000	453,000
23	219,100	268,700	327,700	380,100	455,400
24	221,000	271,600	330,500	382,100	457,700
25	222,800	274,400	332,500	383,500	459,700
26	224,900	277,000	334,700	385,300	461,900
27	227,000	279,500	336,900	387,100	464,000
28	229,100	282,200	339,400	389,000	466,200
29	231,000	285,000	341,800	390,900	468,300
30	233,200	287,400	344,000	392,600	470,600
31	235,500	289,600	346,100	394,300	472,800
32	237,800	292,000	348,000	396,000	474,900
33	240,000	294,300	350,000	397,600	476,800
34	241,800	296,500	352,300	399,400	478,900
35	243,500	299,000	354,600	400,900	481,200
36	245,200	301,300	356,800	402,700	483,400
37	246,900	303,800	358,400	403,800	485,500
38	248,600	305,500	360,400	405,400	487,500
39	250,000	307,200	362,500	406,900	489,400
40	251,600	308,900	364,400	408,400	491,300
41	253,600	310,800	366,300	409,300	493,300
42	255,300	311,500	368,200	410,900	495,200
43	256,700	312,400	370,000	412,400	496,900
44	258,300	313,300	371,800	414,000	498,800
45	259,600	314,200	373,600	415,300	500,700

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	261,100	315,300	375,400	416,900	502,500
47	262,800	316,200	376,900	418,300	504,300
48	264,200	317,300	378,700	419,900	506,200
49	265,600	318,200	380,200	421,300	507,900
50	266,400	319,300	381,800	422,600	509,600
51	267,000	320,200	383,400	423,900	511,400
52	267,900	321,100	385,100	425,200	513,300
53	268,600	322,300	386,200	425,900	514,900
54	269,300	323,300	387,700	426,900	516,500
55	270,000	324,300	389,100	427,800	518,200
56	270,800	325,300	390,700	428,700	519,800
57	271,600	326,000	392,000	429,600	521,400
58	272,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	273,800	328,200	394,700	431,400	524,000
60	274,900	329,200	396,200	432,300	525,200
61	275,900	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,000	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,000	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,000	333,400	401,900	436,200	529,400
65	279,900	334,100	402,900	437,100	530,000
66	280,800	335,200	404,000	438,100	530,900
67	281,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500	454,900	

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	302,700	355,600	418,900	455,300	
92	303,300	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,600	357,000	419,900	456,300	
95	305,200	357,500	420,200	456,600	
96	305,800	358,000	420,500	456,900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307,100	359,100	421,200	457,600	
99	307,700	359,500	421,500	457,900	
100	308,300	360,000	421,800	458,200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310,400	362,600	423,800		
107	310,700	363,100	424,100		
108	311,000	363,600	424,400		
109	311,400	364,000	424,700		
110	311,700	364,500	425,000		
111	312,100	365,000	425,300		
112	312,500	365,400	425,600		
113	312,800	365,800	425,900		
114	313,200	366,200	426,200		
115	313,500	366,700	426,500		
116	313,800	367,100	426,800		
117	314,000	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,600	369,500			
123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			
127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			
130	318,000	373,000			
131	318,400	373,500			
132	318,600	374,000			
133	318,800	374,500			
134	319,100	375,000			
135	319,500	375,500			

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	319,700	376,000			
137	319,900	376,500			
138	320,100	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	321,000	378,500			
142	321,300				
143	321,600				
144	321,900				
145	322,300				
146	322,600				
147	322,800				
148	323,100				
149	323,500				
150	323,800				
151	324,100				
152	324,300				
153	324,600				
154	324,900				
155	325,200				
156	325,500				
157	325,700				
再雇用 職員	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、総括技師、主任技師、技師、専門技術員及び技術員に適用する。

別表第4

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	171,600	214,600	275,300	322,500	406,000	534,400
2	173,700	216,900	278,300	325,400	408,300	537,400
3	175,700	219,100	281,100	328,500	410,700	540,500
4	177,700	221,300	283,900	331,500	413,200	543,600
5	179,700	223,400	286,700	334,700	415,300	546,600
6	182,200	225,500	289,200	337,500	417,800	549,000
7	184,700	227,700	291,400	340,100	420,000	551,500
8	187,200	229,800	293,800	342,800	422,500	553,900
9	189,700	232,100	296,400	345,800	424,200	556,200
10	192,500	234,500	298,900	348,800	426,700	558,000
11	195,200	236,900	301,300	351,900	429,000	559,900
12	197,900	239,300	303,900	355,200	431,300	561,800
13	200,600	241,400	306,200	358,000	432,700	563,500
14	202,500	243,800	308,200	360,100	434,900	564,900
15	204,300	246,200	310,300	362,400	437,100	566,200
16	206,300	248,600	312,200	365,000	439,400	567,400
17	208,300	250,600	314,400	367,300	441,500	568,700
18	210,000	253,700	316,600	369,500	443,900	569,500
19	211,800	256,800	318,600	371,800	446,200	570,200
20	213,500	259,900	320,600	373,900	448,600	570,900
21	215,300	262,800	322,600	375,900	450,700	571,700
22	217,200	265,800	325,100	378,000	453,000	
23	219,100	268,700	327,700	380,100	455,400	
24	221,000	271,600	330,500	382,100	457,700	
25	222,800	274,400	332,500	383,500	459,700	
26	224,900	277,000	334,700	385,300	461,900	
27	227,000	279,500	336,900	387,100	464,000	
28	229,100	282,200	339,400	389,000	466,200	
29	231,000	285,000	341,800	390,900	468,300	
30	233,200	287,400	344,000	392,600	470,600	
31	235,500	289,600	346,100	394,300	472,800	
32	237,800	292,000	348,000	396,000	474,900	
33	240,000	294,300	350,000	397,600	476,800	
34	241,800	296,500	352,300	399,400	478,900	
35	243,500	299,000	354,600	400,900	481,200	
36	245,200	301,300	356,800	402,700	483,400	
37	246,900	303,800	358,400	403,800	485,500	
38	248,600	305,500	360,400	405,400	487,500	
39	250,000	307,200	362,500	406,900	489,400	
40	251,600	308,900	364,400	408,400	491,300	
41	253,600	310,800	366,300	409,300	493,300	
42	255,300	311,500	368,200	410,900	495,200	
43	256,700	312,400	370,000	412,400	496,900	
44	258,300	313,300	371,800	414,000	498,800	
45	259,600	314,200	373,600	415,300	500,700	

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	261,100	315,300	375,400	416,900	502,500	
47	262,800	316,200	376,900	418,300	504,300	
48	264,200	317,300	378,700	419,900	506,200	
49	265,600	318,200	380,200	421,300	507,900	
50	266,400	319,300	381,800	422,600	509,600	
51	267,000	320,200	383,400	423,900	511,400	
52	267,900	321,100	385,100	425,200	513,300	
53	268,600	322,300	386,200	425,900	514,900	
54	269,300	323,300	387,700	426,900	516,500	
55	270,000	324,300	389,100	427,800	518,200	
56	270,800	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	271,600	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	272,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	273,800	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	274,900	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	275,900	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,000	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,000	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,000	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	279,900	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	280,800	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	281,900	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,000	349,800	415,600	451,800		
83	296,900	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,300	352,400	416,600	453,100		
86	299,100	353,000	417,000	453,500		
87	299,900	353,600	417,400	453,900		
88	300,800	354,200	417,800	454,200		
89	301,400	354,800	418,100	454,500		
90	302,000	355,200	418,500	454,900		

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	302,700	355,600	418,900	455,300		
92	303,300	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,600	357,000	419,900	456,300		
95	305,200	357,500	420,200	456,600		
96	305,800	358,000	420,500	456,900		
97	306,500	358,600	420,800	457,200		
98	307,100	359,100	421,200	457,600		
99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200		
101	308,700	360,400	422,100	458,500		
102	309,000	360,900	422,500			
103	309,300	361,200	422,800			
104	309,700	361,700	423,100			
105	310,000	362,200	423,400			
106	310,400	362,600	423,800			
107	310,700	363,100	424,100			
108	311,000	363,600	424,400			
109	311,400	364,000	424,700			
110	311,700	364,500	425,000			
111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					
再雇用 職員	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第5

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	157,900	202,300	330,200	416,900
2	159,400	204,000	332,400	418,700
3	160,900	205,600	334,700	420,500
4	162,400	207,300	336,800	422,200
5	164,100	209,100	339,000	423,700
6	166,000	210,700	341,200	425,200
7	167,800	212,400	343,500	427,100
8	169,600	214,000	345,800	429,000
9	171,400	215,800	347,500	430,800
10	173,500	217,700	349,600	432,600
11	175,500	219,600	351,700	434,500
12	177,500	221,500	353,800	436,300
13	179,500	223,000	355,900	438,000
14	181,700	225,000	357,900	439,900
15	183,900	227,000	359,900	441,700
16	186,100	229,000	361,900	443,600
17	188,400	230,800	363,500	445,300
18	191,000	233,500	365,400	447,100
19	193,500	236,200	367,200	448,900
20	196,000	238,900	369,200	450,700
21	198,500	241,500	370,800	452,300
22	200,200	244,300	372,700	454,000
23	201,900	246,900	374,500	455,900
24	203,600	249,600	376,400	457,600
25	205,100	252,100	377,700	459,300
26	206,600	254,600	379,500	460,900
27	208,300	257,100	381,300	462,500
28	209,900	259,400	383,200	464,000
29	211,400	262,000	385,000	465,500
30	213,100	264,400	386,900	466,800
31	214,800	266,600	388,800	468,100
32	216,500	268,800	390,800	469,400
33	218,000	270,900	392,500	470,600
34	219,800	273,100	394,200	471,300
35	221,600	275,300	395,800	472,000
36	223,400	277,300	397,600	472,700
37	224,900	279,600	398,800	473,300
38	226,700	281,600	400,300	
39	228,500	283,500	401,700	
40	230,300	285,500	403,100	
41	232,000	287,300	404,800	
42	233,700	289,700	406,200	
43	235,300	292,000	407,500	
44	236,900	294,500	409,000	
45	238,300	296,500	410,600	

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	239,700	299,000	411,900	
47	241,000	301,300	413,400	
48	242,200	304,000	415,000	
49	243,600	306,400	416,700	
50	245,100	308,800	418,100	
51	246,300	311,300	419,700	
52	247,800	313,600	421,200	
53	249,000	315,800	422,900	
54	250,200	318,000	424,400	
55	251,600	320,100	426,000	
56	252,700	322,300	427,600	
57	254,000	324,200	429,100	
58	255,100	326,300	430,600	
59	256,200	328,400	431,800	
60	257,400	330,400	433,000	
61	258,700	332,500	434,200	
62	259,800	334,600	435,500	
63	261,200	336,800	436,800	
64	262,300	339,000	438,000	
65	263,600	340,700	439,200	
66	265,100	342,900	440,400	
67	266,600	344,900	441,600	
68	268,300	347,100	442,800	
69	269,700	348,900	444,000	
70	271,100	350,800	445,200	
71	272,500	352,800	446,400	
72	273,900	354,800	447,600	
73	275,000	356,400	448,700	
74	276,400	358,300	449,300	
75	277,800	360,100	449,800	
76	279,000	362,000	450,300	
77	280,200	363,800	450,800	
78	281,400	365,500		
79	282,600	367,200		
80	283,800	368,800		
81	284,900	370,300		
82	286,100	371,800		
83	287,300	373,300		
84	288,500	374,700		
85	289,500	375,800		
86	290,600	377,200		
87	291,600	378,600		
88	292,800	379,900		
89	293,900	381,200		
90	295,000	382,500		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	296,200	383,700		
92	297,400	385,000		
93	297,900	386,300		
94	298,900	387,400		
95	300,000	388,700		
96	301,200	389,900		
97	302,200	391,300		
98	303,300	392,300		
99	304,300	393,400		
100	305,400	394,400		
101	306,300	395,300		
102	307,400	396,300		
103	308,500	397,400		
104	309,500	398,500		
105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再雇用 職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考 (一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	157,900	173,900	291,300	406,700
2	159,400	176,000	293,900	408,200
3	160,900	178,100	296,800	409,700
4	162,400	180,300	299,300	411,200
5	164,100	182,300	301,800	412,600
6	166,000	184,500	304,200	414,000
7	167,800	186,700	306,500	415,500
8	169,600	188,900	308,900	417,100
9	171,400	191,200	311,300	418,500
10	173,500	194,000	313,900	419,900
11	175,500	196,700	316,600	421,300
12	177,500	199,400	319,500	422,600
13	179,500	202,300	321,900	423,900
14	181,700	204,000	323,900	425,300
15	183,900	205,600	325,900	426,700
16	186,100	207,300	328,200	428,100
17	188,400	209,100	330,200	429,300
18	191,000	210,700	332,400	430,600
19	193,500	212,400	334,700	431,800
20	196,000	214,000	336,800	433,100
21	198,500	215,800	339,000	434,200
22	200,200	217,700	341,200	435,400
23	201,900	219,600	343,500	436,700
24	203,600	221,500	345,800	438,000
25	205,100	223,000	347,500	439,300
26	206,500	225,000	349,300	440,500
27	208,100	227,000	351,200	441,500
28	209,600	229,000	353,100	442,600
29	211,300	230,800	354,900	443,800
30	213,000	233,500	356,700	444,600
31	214,700	236,200	358,400	445,400
32	216,400	238,900	360,300	446,300
33	217,800	241,500	361,600	447,200
34	219,500	244,300	363,300	447,700
35	221,200	246,900	364,800	448,200
36	222,900	249,600	366,600	448,700
37	224,300	252,100	368,500	449,200
38	226,000	254,600	370,000	
39	227,700	257,100	371,300	
40	229,400	259,400	372,900	
41	231,000	262,000	374,000	
42	232,700	264,400	375,400	
43	234,300	266,600	376,800	
44	235,900	268,800	378,300	
45	237,600	270,900	379,700	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	239,100	273,100	381,300	
47	240,400	275,300	382,900	
48	241,800	277,300	384,400	
49	243,000	279,600	385,800	
50	244,400	281,600	387,300	
51	245,900	283,500	388,800	
52	247,100	285,500	390,200	
53	248,200	287,300	391,400	
54	249,600	289,700	392,700	
55	250,800	292,000	393,800	
56	252,000	294,500	394,900	
57	253,200	296,500	396,300	
58	254,400	299,000	397,500	
59	255,500	301,300	398,700	
60	256,700	304,000	400,000	
61	258,100	306,400	401,200	
62	259,100	308,800	402,200	
63	260,300	311,300	403,600	
64	261,200	313,600	404,900	
65	262,200	315,800	406,100	
66	263,600	318,000	407,200	
67	265,000	320,100	408,400	
68	266,400	322,300	409,500	
69	268,000	324,200	410,500	
70	269,500	326,300	411,700	
71	271,000	328,400	412,900	
72	272,400	330,400	414,100	
73	273,400	332,500	414,700	
74	274,600	334,600	415,500	
75	275,900	336,800	416,200	
76	277,100	339,000	416,700	
77	278,300	340,700	417,000	
78	279,400	342,600	417,400	
79	280,600	344,300	417,800	
80	281,800	346,100	418,200	
81	283,000	347,900	418,500	
82	283,900	349,700	418,900	
83	285,100	351,100	419,300	
84	286,300	352,900	419,600	
85	287,200	354,100	419,900	
86	288,100	355,700	420,300	
87	288,800	357,200	420,700	
88	289,800	358,700	421,000	
89	290,800	360,000	421,300	
90	291,700	361,300	421,600	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	292,600	362,700	421,900	
92	293,400	364,100	422,100	
93	293,700	365,600	422,300	
94	294,400	366,900		
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300		
105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
再雇用 職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考 (一) この表は、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第7

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200
5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		
110			332,600		
111			333,000		
112			333,400		
113			333,600		
再雇用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、栄養士及び薬剤師に適用する。

別表第8

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900
2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700
3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500
4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400
5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100
6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900
7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800
8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600
9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500
10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400
11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200
12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100
13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600
14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200
15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000
16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800
17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500
18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100
19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800
20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500
21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900
22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400
23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900
24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400
25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800
26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200
27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				
再雇用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

別表第9

指定職本給表

号 給	本 給 月 額
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000

備考 この表は、学長が指定する者に適用する。

別表第10 第15条(本給の調整額)関係

勤務箇所	教 員	調整数
1 大学	(1) 大学院の研究科の授業を常時担当する教育職本給表(一)2級以上の教員(以下この表において「大学院担当教員」という。)のうち大学院研究科の博士課程を担当する者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、大学院博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあつては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあつては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)の学生を担当する主任指導教員のうち、4人以上の学生を担当する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する教育職本給表(一)2級の教員	1
2 附属小学校	主幹教諭	1
3 附属中学校	主幹教諭	1
4 附属特別支援学校	(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする教頭及び教諭 (2) 養護教諭	2

別表第11 第15条第2項関係

ア 教育職本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	10,500円	ただし、1号給9,657円、2号給9,760円、3号給9,859円、4号給9,958円、5号給10,053円、6号給10,147円、7号給10,246円、8号給10,341円、9号給10,444円
3級	11,900円	
4級	12,700円	
5級	15,000円	
6級	16,300円	

イ 教育職本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,100円	ただし、1号給9,103円、2号給9,180円、3号給9,252円、4号給9,328円、5号給9,409円、6号給9,481円、7号給9,558円、8号給9,630円、9号給9,711円、10号給9,796円、11号給9,882円、12号給9,967円、13号給10,035円、14号給10,125円、15号給10,215円、16号給10,305円、17号給10,386円、18号給10,507円、19号給10,629円、20号給10,750円、21号給10,867円、22号給10,993円
3級	12,200円	
4級	13,100円	

ウ 教育職本給表(三)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,000円	ただし、1号給7,825円、2号給7,920円、3号給8,014円、4号給8,113円、5号給8,203円、6号給8,302円、7号給8,401円、8号給8,500円、9号給8,604円、10号給8,730円、11号給8,851円、12号給8,973円、13号給9,103円、14号給9,180円、15号給9,252円、16号給9,328円、17号給9,409円、18号給9,481円、19号給9,558円、20号給9,630円、21号給9,711円、22号給9,796円、23号給9,882円、24号給9,967円、25号給10,035円、26号給10,125円、27号給10,215円、28号給10,305円、29号給10,386円、30号給10,507円、31号給10,629円、32号給10,750円、33号給10,867円、34号給10,993円
3級	11,800円	
4級	12,700円	

別表第12 削除

別表第13 削除

別表第14 第16条(管理職手当)関係

ア 一般職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
10 級	1 種	139,300
9 級	1 種	130,300
8 級	1 種	117,100
	2 種	94,000
7 級	2 種	88,500
6 級	5 種	62,300
5 級	5 種	59,500
	7 種	31,700

イ 技術職本給表

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	7 種	36,700
3 級	7 種	30,700

ウ 教育職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
6 級	2 種	114,000
	3 種	99,800
	4 種	92,700
	5 種	85,500
	6 種	71,300
5 級	3 種	93,500
	4 種	86,800
	5 種	80,200
	6 種	66,800
	7 種	42,800
4 級	5 種	68,800
	6 種	57,300
	7 種	36,700

エ 教育職本給表(二)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	6 種	56,900
3 級	6 種	54,200
2 級	7 種	33,400

オ 教育職本給表(三)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	5 種	65,100
	6 種	54,300
3 級	5 種	64,500
	6 種	53,700
2 級	6 種	51,000

別表第15 第17条(初任給調整手当)関係

期間の区分	支給額 (円)
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400

備考:この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第16 第23条(特殊勤務手当)関係

特殊勤務手当の種類	支給対象教職員及び業務	支給額																		
(1) 高所作業手当	施設課に所属する職員が、地上15メートル以上の建築物又は建造物上の墜落の危険が著しい箇所で行う営繕工事の監督の作業に従事したとき	作業した日1日につき200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)ただし、作業した日1日について4時間に満たない場合は、100分の60を乗じて得た額とする																		
(2) 教員特殊業務手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員で職務の級が教育職本給表(二)又は(三)の1級及び2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときに支給する	アの業務 3,200円 イ、ウの業務 3,000円 エ、オ、カの業務 1,700円 キの業務 1,200円 クの業務 900円																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 786 1054 875">業 務</th> <th data-bbox="1054 786 1469 875">心身に著しい負担を与えると認められる程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 875 1054 1043">ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</td> <td data-bbox="1054 875 1469 1043">①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1043 1054 1155">イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務</td> <td data-bbox="1054 1043 1469 1155"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1155 1054 1267">ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務</td> <td data-bbox="1054 1155 1469 1267"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1267 1054 1424">エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</td> <td data-bbox="1054 1267 1469 1424">その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1424 1054 1536">オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの</td> <td data-bbox="1054 1424 1469 1536"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1536 1054 1648">カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの</td> <td data-bbox="1054 1536 1469 1648">業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1648 1054 1839">キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの</td> <td data-bbox="1054 1648 1469 1839">業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1839 1054 1977">ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの</td> <td data-bbox="1054 1839 1469 1977">業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度	ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。	イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務		ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務		エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。	オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの		カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。	キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。	ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。	
業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度																			
ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。																			
イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務																				
ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務																				
エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。																			
オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの																				
カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。																			
キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。																			
ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。																			

(3)教育実習等指導手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員が本学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務(本学の教育実習の指導の計画に基づき、あらかじめ特定の指導課程の担当を命ぜられた教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭がその計画に基づいて行う教育実習の指導業務)等に従事したとき	1日 720円						
(4)教育業務連絡指導手当	<p>附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に所属する指導教諭又は教諭のうち、主任等で次に掲げる職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当業務に従事したときに支給する</p> <table border="1" data-bbox="544 763 1050 1043"> <tr> <td data-bbox="544 763 703 831">附属小学校</td> <td data-bbox="703 763 1050 831">教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 831 703 931">附属中学校</td> <td data-bbox="703 831 1050 931">教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 931 703 1043">附属特別支援学校</td> <td data-bbox="703 931 1050 1043">教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> </table> <p>(適用除外) 6学級未満の学校に置かれる研究主任、教育実習主任</p>	附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任	附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任	1日 200円
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任							
附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任							
附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任							
(5)大学入試センター試験手当	大学入試センター試験に係る業務に従事した教職員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(6)入学試験手当	大学入試センター試験以外の本学の入学試験に係る業務に従事した教員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(7)免許状更新講習手当	免許状更新講習に係る業務に従事した教員に支給する。	1時間 8,580円						

別表第17 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

教育職本給表(二)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	6,300	12,800	17,100
5~8	6,600	13,200	17,500
9~12	7,000	13,600	17,900
13~16	7,300	14,000	18,300
17~20	7,600	14,400	18,700
21~24	7,900	14,800	19,000
25~28	8,300	15,100	19,400
29~32	8,900	15,500	19,600
33~36	9,300	15,900	19,900
37	9,700	16,300	20,200
38~40	9,700	16,300	
41~44	10,500	16,700	
45~48	10,900	17,100	
49~52	11,300	17,400	
53~56	12,100	17,700	
57~60	12,500	18,000	
61~64	12,900	18,300	
65~68	13,300	18,500	
69~72	13,700	18,700	
73~76	14,000	18,900	
77	14,400	19,100	
78~80	14,400		
81~84	14,700		
85~88	15,000		
89~92	15,400		
93~96	15,700		
97~100	16,000		
101~104	16,300		
105~108	16,500		
109~112	16,800		
113~116	17,000		
117~120	17,200		
121~124	17,400		
125~145	17,600		

別表第18 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

教育職本給表(三)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	5,400	10,700	17,100
5~8	5,700	11,100	17,500
9~12	6,000	11,500	17,900
13~16	6,300	12,400	18,300
17~20	6,600	12,800	18,700
21~24	7,000	13,200	19,000
25~28	7,300	13,600	19,400
29~32	7,600	14,000	19,600
33~36	7,900	14,400	19,900
37	8,300	14,800	20,200
38~40	8,300	14,800	
41~44	8,900	15,100	
45~48	9,300	15,500	
49~52	9,700	15,900	
53~56	10,500	16,300	
57~60	10,900	16,700	
61~64	11,300	17,100	
65~68	12,100	17,400	
69~72	12,500	17,700	
73~76	12,900	18,000	
77~80	13,300	18,300	
81~84	13,700	18,500	
85~88	14,000	18,700	
89~92	14,400	18,900	
93	14,700	19,100	
94~96	14,700		
97~100	15,000		
101~104	15,400		
105~108	15,700		
109~112	16,000		
113~116	16,300		
117~120	16,500		
121~124	16,800		
125~128	17,000		
129~132	17,200		
133~136	17,400		
137~157	17,600		

別表第19 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～8級	100分の20	
	7級・6級	100分の15	
	5級・4級	100分の10	
	3級	100分の5	
一般職(二)	4級・3級	100分の5	
技術職	5級	100分の15	
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	
	1級	100分の5	基準日現在の本給が69号給以上である者
教育職(一)	6級	100分の20	
	5級	100分の20	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)5級適用者数の50%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	5級	100分の15	
	4級	100分の15	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)4級適用者数の25%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が5年(修士課程修了)以上である者
	1級	100分の5	基準日現在の経験年数が20年(大学4卒)以上である者
教育職(二)	4級	100分の15	
	3級	100分の10	
教育職(三)	2級	100分の10	基準日現在の経験年数が30年(大学4卒)以上である者
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が12年(大学4卒)以上である者
医療職(一)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者
医療職(二)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者

別表第20 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～7級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	
教育職(一)	6級・5級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	

別表第21 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	138.5/100
	上記以外	113.0/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	125.0/100
	上記以外	101.0/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	109.5/100
	上記以外	89.5/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	90.5/100
	上記以外	71.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	80.0/100
	上記以外	65.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	75.0/100
	上記以外	60.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	53.0/100
	上記以外	49.5/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	32.5/100
	上記以外	39.0/100

別表第22 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	63.0/100
	上記以外	53.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	53.5/100
	上記以外	43.5/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	45.0/100
	上記以外	36.5/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	34.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0/100
	上記以外	32.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	26.5/100
	上記以外	27.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.0/100
	上記以外	21.5/100